

足寄町住環境・店舗等整備補助金（老朽危険空家等除却）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、住宅等の性能が著しく低下している老朽危険空家等の除却を促進し、町民と地域の安全・安心の確保及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等で、1年以上使用されていないものをいう。
- (2) 老朽危険空家等 空家等のうち、外観目視による老朽危険空家等チェックシート（別表）の評価項目ごとに判定した評点の合計が100点以上となるものをいう。
- (3) 所有者等 登記簿（未登記である場合にあっては、固定資産課税台帳）に記録されている所有者又は当該所有者の相続人その他これを管理すべき者をいう。
- (4) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地をいう。
- (5) 施工業者 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく解体工事業の登録を受けた者又は建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者で、かつ、足寄町建設工事入札参加資格登録者のうち、解体工事業の登録をしている業者で、町内又は十勝管内に事務所又は営業所を有するものをいう。
- (6) 町税等 町（市・区・村）民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅料、水道料金及びその他町（市・区・村）に対して納付義務が生ずるものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の対象となる老朽危険空家等（以下「補助対象物件」という。）の所有者等であること。
- (2) 現に居住する市区町村（特別区を含む。）の町税等を滞納していないこと。
- (3) 足寄町暴力団排除条例（平成25年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 空家法第14条第3項に規定する命令を受けていないこと。
- (5) 当該年度において、この要綱に基づく補助の申請をしていないこと。

（補助対象物件）

第4条 補助対象物件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 足寄町内に存する老朽危険空家等であること。
- (2) 補助対象者が所有し、又は管理していること。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (4) 補助対象物件を補助の対象とするために破損させていないこと。
- (5) 他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。

(6) 公共工事による移転、建替えその他の補償対象となっていないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、申請年度に施工業者が行う補助対象物件の除却工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象物件を除却し、定着物がない更地とする工事であること。
- (2) 補助対象者が施工業者と契約を締結する工事であること。
- (3) 補助対象工事に要する費用が20万円以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) 補助対象物件の一部のみを除却する工事
- (3) その他町長が適当でないと認める工事

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象物件の除却及び処分に要する費用（家財道具、機械、車両等の動産の処分を要する費用、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の額又は国土交通大臣が定める標準除却費により算出した額のいずれか少ない額とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）以内とし、50万円を限度とする。

(受付期間)

第8条 補助金の受付期間は、当該年度の12月末日までとする。ただし、受付期間内であっても予算枠に達した場合は受付を締め切るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が認めるときは、受付期間を延長することができるものとする。

(事前調査)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請をする前に、足寄町住環境・店舗等整備補助金（老朽危険空家等除却）事前調査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図及び現況写真
- (2) 補助対象物件の所有者等であることを証明するもの
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、調査を行い、補助対象物件に該当するか否かを判定し、その結果を足寄町住環境・店舗等整備補助金（老朽危険空家等除却）事前調査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付申請)

第10条 補助対象物件に該当する旨の判定を受けた者は、足寄町住環境・店舗等整備補助金（老朽危険空家等除却）交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象者の住民票
- (2) 補助対象者の市区町村の町税等の滞納がないことを証明する書類
- (3) 工事見積書の写し（工事内訳が確認できるもの）

- (4) 補助対象物件が複数の者の共有であるときは、補助対象工事に関する同意書（様式第5号）
- (5) 相続登記がされていないときは、遺産分割協議書等により相続人の確認ができるもの又は法定相続人全員の同意書（様式第5号）
- (6) 補助対象物件の所有者等と補助対象物件が存在する土地の所有権を有する者が異なる場合は、当該土地の所有者からの同意書（様式第6号）
- (7) その他町長が必要と認める書類
（交付決定等）

第11条 町長は、交付申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を足寄町住環境・店舗等整備補助金（老朽危険空家等除却）交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

（変更及び中止）

第12条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知を受けたのち、申請内容を変更しようとするときは、足寄町住環境・店舗等整備補助金（老朽危険空家等除却）変更（中止）承認申請書（様式第8号）により町長に申請し、変更又は中止の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認について可否を決定し、足寄町住環境・店舗等整備補助金（老朽危険空家等除却）変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第13条 交付決定者は、工事が完了したときは、工事の完了の日から起算して30日以内又は2月末日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）のいずれか早い日までに、足寄町住環境・店舗等整備補助金（老朽危険空家等除却）工事完了実績報告書兼請求書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費の領収書の写し
- (3) 工事写真（着工前及び工事中の除却状況等が確認できるもの）
- (4) 完成写真
- (5) 産業廃棄物処理に関する処分証明書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第14条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、足寄町住環境・店舗等整備補助金（老朽危険空家等除却）確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 町長は、前条の規定による通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(3) 法令等に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、足寄町住環境・店舗等整備補助金（老朽危険空家等除却）交付決定取消通知書（様式第12号）を通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、足寄町住環境・店舗等整備補助金（老朽危険空家等除却）返還通知書（様式第13号）により、返還を命ずるものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の足寄町住環境・店舗等整備補助金（老朽危険空家等除却）交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

老朽危険空家等チェックシート

評価区分	評価項目	評価内容		評点	配点	
構造一般 の程度	基礎	1	構造耐力上主要な部分である基礎が布基礎（コンクリート等の連続したもの）であるもの	0		
		2	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石基礎（レンガ、コンクリートブロック等を含む。）であるもの	10		
		3	構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	外壁	1	外壁の構造が通常使用されているもの （パネル壁材張り、モルタル塗り、下見板張り、羽目板張りなど）	0		
		2	外壁の構造が粗悪なもの（波トタンなど）	25		
構造の腐 朽又は破 損の程度	建物の傾 斜	1	傾斜無し	0		
		2	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの（1/120以上1/60未満の傾斜）	25		
		3	基礎に不動沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、破損しているもの、土台又は柱の数箇所に破損があるもの等、大修理を要するもの（1/60以上1/20未満の傾斜）	50		
		4	基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく、崩壊の危険のあるもの（1/20以上の傾斜）	100		
	外壁	1	外壁の仕上材料の剥落なし	0		
		2	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15		
		3	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
	屋根	1	屋根ぶき材料に剥離又はずれ無し	0		
		2	屋根ぶき材料又は軒の裏板の一部に剥離又はずれがあるもの	15		
		3	屋根ぶき材料に著しい剥離があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25		
		4	屋根が著しく変形したもの	50		
	※評価項目ごとに該当する評価内容の一つ選				合 計	